

【追加情報・訂正情報】

商品コード：110-2664

2018 年度版 給与計算実務能力検定 1 級公式テキスト

【追加情報】

【2018 年 10 月 30 日】

給与計算実務能力検定試験 1 級 公式テキストの訂正について

平成 30 年 9 月 28 日に、国税庁より「平成 30 年分 年末調整のしかた」が公表されました。

これに伴い、給与計算実務能力検定試験 1 級公式テキスト p.119 に掲載の「公的年金等控除額」表及び p.239 に掲載の平成 29 年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表が以下の通り変更となります。

お手数ですが、お手元の資料の訂正をお願いいたします。

p.119 に掲載の「公的年金等控除額」表を次の表に訂正してください。

〔公的年金等に係る雑所得の金額が123万円以下となる場合〕

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	2,430,000円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 2,140,000円以下	(a)×25% + 37万5千円

平成 30 年分 年末調整のしかた

公的年金等に係る雑所得

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2018/pdf/18-23.pdf>

【追加情報・訂正情報】

商品コード：110-2664

2018 年度版 給与計算実務能力検定 1 級公式テキスト

p.239 に掲載の「平成 29 年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を次の表に訂正してください。

平成 30 年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

①控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人数	控除額	人数	控除額
なし	380,000 円	4 人	1,900,000 円
1 人	760,000	5 人	2,280,000
2 人	1,140,000	6 人	2,660,000
3 人	1,520,000	7 人以上	6人を超える1人につき 380,000円を2,660,000 円に加えた金額
② 障害者等が いる場合 の控除額 の加算額	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合		1人につき 750,000 円
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合		1人につき 400,000 円
	ハ 一般の障害者、一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に当たる（人がいる）場合	左の一に該当 するとき 各	270,000 円
	ニ 所得者本人が特別の寡婦に当たる場合		350,000 円
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合		1人につき 200,000 円
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合		1人につき 250,000 円
	ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合		1人につき 100,000 円

◎ 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります（この合計額を、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑤」欄に記載します。）。

◎ 「①」欄の控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含まれません。

◎ 同一生計配偶者に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。

◎ 配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、「平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」により求め、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者（特別）控除額⑥」欄に記載します。

- (注) 1 「①」欄の控除額には、基礎控除額 380,000 円が含まれています。
 2 「②」欄のイからトまでの控除額は次のようになっています。
 (1) 「イ」欄の 750,000 円…障害者控除額（同居特別障害者）の 750,000 円
 (2) 「ロ」欄の 400,000 円…障害者控除額（特別障害者）の 400,000 円
 (3) 「ハ」欄の 270,000 円…障害者控除額（一般の障害者）、寡婦控除額（一般の寡婦）若しくは寡夫控除額又は勤労学生控除額の 270,000 円
 (4) 「ニ」欄の 350,000 円…寡婦控除額（特別の寡婦）の 350,000 円
 (5) 「ホ」欄の 200,000 円…控除対象扶養親族が同居老親等に該当する場合の扶養控除額の割増額 200,000 円（580,000 円－380,000 円）
 (6) 「ヘ」欄の 250,000 円…控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額 250,000 円（630,000 円－380,000 円）
 (7) 「ト」欄の 100,000 円…控除対象扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額 100,000 円（480,000 円－380,000 円）

平成 30 年分 年末調整のしかた

平成 30 年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2018/pdf/112.pdf>

【追加情報・訂正情報】

商品コード：110-2664

2018 年度版 給与計算実務能力検定 1 級公式テキスト

【訂正情報】

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2018 年 11 月 22 日現在】

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1	p21	枠内 マイナンバー(個人番号)が記載された書類が会社に送られてくる！ 文末	※以下の文章を追加 (※) 上記の特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)について、法律上はマイナンバーを記載することになっています。しかし、平成 30 年から当分の間は、基本的にはマイナンバーを記載しないこととされました。なお、電子情報処理組織(エルタックス)を使用する方法等による場合には、引き続きマイナンバーが記載されます。	
1~2	p65	(5) 6 行目~	※以下のとおり差し替え ・ $(122,400 \text{ 円} + 114,750 \text{ 円} + 84,150 \text{ 円}) \div 3 = 107,100 \text{ 円}$ <決定される標準報酬月額> ○健康保険：110,000 円 ○厚生年金保険：110,000 円	
1~3	p124	配偶者控除等申告書の記入例 あなたの本年中の合計所得金額の見積額	4,677,000	4,682,400
1~3	p124	配偶者控除等申告書の記入例 あなたの合計所得金額(見積額) 給与所得 所得金額	4,677,000	4,682,400
1~3	p124	配偶者控除等申告書の記入例 あなたの合計所得金額(見積額) (1)~(7)の合計額	4,677,000	4,682,400
1~2	p125	配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表 配偶者控除の欄	老人控除 対象配偶者	老人控除 対象配偶者(※)
1~2	p125	一覧表の下	※以下の文章を追加 (※) 年齢 70 歳以上(昭和 24 年 1 月 1 日以前生まれ)の人をいいます。	